

2023年10月27日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社ココナラ
代表取締役 鈴木 歩

当会社を吸収合併存続会社、株式会社ココナラエージェント(本店所在地:東京都渋谷区桜丘町12番10号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続に関する、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり。

2. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対しその株式に代えて交付する金銭等に関する事項及び当該金銭等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め相当性に関する事項

本合併に際しては、吸収合併消滅会社の株主に対して、当会社の株式その他の資産の割当ては行わず、また、本合併により当会社の資本金及び資本準備金は増加しませんが、いずれについても、当会社は吸収合併消滅会社である株式会社ココナラエージェントの発行済株式全部を所有していることから、相当であると判断しております。

3. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の新株予約権者に対しその新株予約権に代えて交付する新株予約権等に関する事項及び当該新株予約権等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の成立の日(2023年4月3日)における貸借対照表の内容

別紙2のとおり。

5. 吸収合併消滅会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併消滅会社は、2023年9月1日付で吸収合併消滅会社を吸収分割承継会社、当会社を吸収分割会社とする吸収分割を実施しております。また、吸収合併消滅会社は、2023年7月3日付で吸収合併消滅会社の発行済株式全部を当会社が取得することにより、当会社の完全子会社となっております。

6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日(2022年8月31日)後に生じた重要な財産の処

分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2023年7月3日付で吸収合併消滅会社の発行済株式全部を取得することにより、同社の完全親会社となっております。

当社は、2023年9月1日付で吸収合併消滅会社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割を実施しております。また、同日付で株式会社ココナラリーガルコネクト（本店所在地：東京都渋谷区桜丘町12番10号）を新設分割設立会社、当社を新設分割会社とする新設分割を実施しております。

当社は、本合併と同時に、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社ココナラリーガルコネクトを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施する予定です。

7. 吸収合併が効力を生ずる日(2023年12月1日予定)以後における吸収合併存続会社の債務(異議を述べることができる吸収合併存続会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収合併存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

8. 本書面の備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

合併契約書

株式会社コナラ(以下「甲」という。)及び株式会社コナラエージェント(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 : 株式会社コナラ
東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
- 乙 : 株式会社コナラエージェント
東京都渋谷区桜丘町 12 番 10 号

第3条 合併対価の交付

甲は、乙の全株式を所有していることから、本件合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)の交付を行わない。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年12月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

甲は、本件合併が簡易合併(会社法第796条第2項)に該当することにより、乙は、本件合併が略式合併(会社法第784条第1項)に該当することにより、それぞれ、株主総会の合併承認の決議を諮ることなく合併する。

第7条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 本契約の効力

本契約は、甲及び乙の法令上必要となる合併承認にかかる機関決定又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第11条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第12条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第13条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023 年 10 月 13 日

甲： 東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
株式会社ココナラ
代表取締役 鈴木 歩



乙： 東京都渋谷区桜丘町 12 番 10 号
株式会社ココナラエージェント
代表取締役 鈴木 歩



貸借対照表

株式会社ココナラエージェント

2023年4月3日 月曜日

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
売掛金	105,165,546	買掛金	53,082,800
立替金	132,158	未払金	1,993,405
前払費用	16,195	流動負債計	55,076,205
未収入金	30,000,000	固定負債計	0
流動資産計	135,313,899	負債計	55,076,205
差入保証金	200,000	(純資産の部)	
投資その他の資産計	200,000	資本金	20,000,000
固定資産計	200,000	資本準備金	10,000,000
繰延資産計	0	その他資本剰余金	50,437,694
		資本剰余金計	60,437,694
		当期純損益金額	0
		その他利益剰余金計	0
		利益剰余金計	0
		株主資本計	80,437,694
		評価・換算差額等計	0
		新株予約権計	0
		純資産計	80,437,694
資産合計	135,513,899	負債純資産合計	135,513,899